

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|             |  |            |
|-------------|--|------------|
| No          | 14   | 府省庁名 経済産業省 |
| 対象税目        | 個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）   |            |
| 要望項目名       | 産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設   |            |
| 要望内容（概要）    | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br/>事業拡張期のベンチャー企業への資金供給拡大のため、経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に対し、税制優遇措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>(1) 対象者：産業競争力強化法（仮称）に基づき経済産業大臣に認定されたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資した法人</p> <p>(2) 対象ベンチャーファンドの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業体要件・・・投資事業有限責任組合</li> <li>② 投資先の要件・・・ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資予定額の一定割合以上は、新規性を有する事業を行う中小企業に投資すること</li> <li>○ 主たる投資先が事業拡張期にある中小企業であること 等</li> </ul> </li> <li>③ ハンズオン要件・・・ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合契約書に、投資先企業に経営又は技術の指導等を行う旨が明記されていること</li> <li>○ 投資先に対して経営指導等を行うに足る知識・経験を有していること 等</li> </ul> </li> <li>④ ガバナンス要件・・・ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎事業年度、財務諸表及び業務報告書等を経済産業省に提出すること</li> <li>○ 業務報告書等を踏まえ、認定要件を満たさないことが確認できた場合は、認定を取り消し 等</li> </ul> </li> </ul> |            |
| 関係条文        | 〔 〕  |            |
| 減収見込額       | 〔初年度〕 精査中（ ） 〔平年度〕 精査中（ ） （単位：百万円）   |            |
| 要望理由        | <p>(1) 政策目的<br/>ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。<br/>「産業競争力強化」に向けた施策として、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、2013年度から2017年度までを「緊急構造改革期間」と位置付け、「民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする」ことを目指すとされている。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>ベンチャー企業は社会的にインパクトのある多くのイノベーションを創出し、産業競争力の源泉となっている。米国では、大きなイノベーションをもたらすベンチャー企業が大企業に発展し経済を牽引しており、我が国の経済活性化のためには新規企業・成長企業の創出が不可欠である。<br/>ベンチャー企業が大きく成長するためには、事業拡張期において専門的なノウハウを有するベンチャーファンドからの資金調達や事業会社との業務提携・資本提携が重要であるが、我が国では、ベンチャーファンドからベンチャー企業への資金供給が円滑に行われておらず、ベンチャー企業の多くが限定的な成長にとどまっている。ベンチャーファンドがベンチャー企業へ十分に投資できない理由は、ベンチャーファンドが法人投資家から資金調達を十分に行えない点にある。本税制措置を講ずることで、法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促し、ベンチャー企業への投資を活性化させる必要がある。</p>  |            |
| 本要望に対応する縮減案 | なし   |            |

|     |                        |  |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け      | <p>1. 経済成長</p> <p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）</p> <p>③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進</p> <p>民間企業等によるベンチャー投資の促進</p> <p>「個人投資家のみならず民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促すための方策を早急に検討し、本年 8 月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講じる。」</p> |
|     | 政策の達成目標                | 法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。  |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間      | 租税特別措置法施行後 2017 年 3 月 31 日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けるものとする。   |
|     | 同上の期間中の達成目標            | 成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出  |
|     | 政策目標の達成状況              | —  |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | これまでベンチャー投資を行っていなかった法人が、本税制措置をインセンティブとして新たに投資を行うことが期待される。  |
|     | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 我が国法人が本税制措置を利用して、目利き能力のあるベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへ出資することは、ベンチャー企業の成長、我が国産業における新規事業やイノベーションの創出に資するものであり、有効なものであるといえる。   |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | エンジェル税制<br>個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。  |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | 新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業において、創業前や創業後初期の新事業創出を支える支援者を支援し、優秀な支援人材を育成するとともに、支援者のネットワークを形成して成功事例等を横展開することで、成長する新事業の創出の拡大を図っている（平成 24 年度補正予算 7.3 億円）。   |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | 新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業では、創業後初期のベンチャー企業を支える支援者を支援しており、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。  |
|     | 要望の措置の妥当性              | 法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当すべきものではない。法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。   |

|  |        |
|--|--------|
| 税負担軽減措置等の適用実績                          | (新設要望) |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | (新設要望) |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）            | (新設要望) |
| 前回要望時の達成目標                             | (新設要望) |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由            | (新設要望) |
| これまでの要望経緯                              | (新設要望) |